

序議付議事案書

開催・令和7年1月21日

所管部課	政策経営部人事課	部長	藤本 貴史
件 名	東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について		
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由</p> <p>東京都人事委員会勧告を踏まえた一般職の給与改定に準じて、市議会議員の特別給(賞与)の支給月数を改定するため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容</p> <p>市議会議員の期末手当の支給月数を0.05か月引き上げる。</p> <p>これにより、期末手当の年間支給月数を、年4.85か月から年4.9か月とする。</p> <p>(3) 施行日</p> <p>公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。</p>			
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課による事前審査済</p>			
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>			
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和7年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>			
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>			